

## 計画策定専門調査会（第 8 回）議事録

1 日 時 平成27年3月25日（水） 17：00～19：00

2 場 所 合同庁舎 8 号館 8 階特別中会議室

3 出席者

|    |        |                        |
|----|--------|------------------------|
| 会長 | 鹿嶋 敬   | 実践女子大学教授               |
| 委員 | 岩田 喜美枝 | 公益財団法人21世紀職業財団会長       |
| 同  | 勝間 和代  | 経済評論家・中央大学客員教授         |
| 同  | 木村 光江  | 首都大学東京大学院教授            |
| 同  | 五條 満義  | 東京農業大学准教授              |
| 同  | 佐藤 博樹  | 中央大学大学院戦略経営研究科教授       |
| 同  | 鈴木 準   | 株式会社大和総研主席研究員          |
| 同  | 高橋 史朗  | 明星大学教授                 |
| 同  | 種部 恭子  | 医療法人社団藤聖会女性クリニックWe富山院長 |
| 同  | 天日 隆彦  | 読売新聞東京本社論説委員           |
| 同  | 西 希代子  | 慶應義塾大学大学院法務研究科准教授      |
| 同  | 二宮 正人  | 北九州市立大学教授              |
| 同  | 渡辺 美代子 | 独立行政法人科学技術振興機構執行役      |

4 議事次第

1 開会

2 自由討議

- ・第4次男女共同参画基本計画の構成について
- ・第4次男女共同参画基本策定に当たっての基本的な考え方（素案）について

3 その他

4 閉会

5 配布資料

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 資料 1 | 男女共同参画会議計画策定専門調査会委員名簿             |
| 資料 2 | 第4次男女共同参画基本計画の構成【案】               |
| 資料 3 | 第4次男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考え方（素案）【案】 |
| 資料 4 | 男女共同参画会議計画策定専門調査会（第7回）議事録【案】      |

## 6 参考資料

参考資料 1 岡本直美委員提出意見

参考資料 2 工藤由貴子委員提出意見

## 7 議事録

○鹿嶋会長 ただいまから「男女共同参画会議計画策定専門調査会」を開催いたします。

本日は、この専門調査会の下に設置しました起草ワーキングチームで、5回にわたって検討を進めてきました第4次男女共同参画基本計画の構成案、そして第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）【案】について、皆様から御意見をいただく予定です。

なお、本日お示しする第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）【案】には含まれていない「Ⅰ 基本的な方針」「Ⅴ 推進体制の整備・強化」「Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍」の一部、いわゆる202030の総論部分についてはまだ十分な結論を得ていないため、改めて4月に起草ワーキングチームで検討した上で、4月27日の次回専門調査会で御意見をいただきたいと思いますので、御了承ください。

まず、事務局から資料の説明、今後の検討スケジュールの説明等をお願いします。

カメラの退室はここをお願いします。

（カメラ退室）

○伊藤調査課長 それでは、御説明させていただきます。

まず、本専門調査会の構成員でございますけれども、一部変更がございます。このたび高橋はるみ北海道知事が3月21日付で男女共同参画議員及び本専門調査会の委員を御退任されました。その結果、本専門調査会の構成員は21名となっております。

新たな委員名簿につきましては、資料1としてお配りしておりますので御確認いただければと思います。

続きまして、資料2以下の確認でございますけれども、資料2が「第4次男女共同参画基本計画の構成（案）」という横長のポンチ絵の資料でございます。

資料3として少し厚めの冊子になってございますが、こちら基本的考え方の（素案）【案】でございます。

資料4に前回、第7回の計画策定専門調査会の議事録をお配りしておりますので、御確認いただければと思います。

その他、机上に備えつけの黄色いファイルと青いファイルに、3次計画本体ですとか、監視専門調査会や基本問題専門調査会から過去に出された報告書等がつづっておりますので、御参照いただければと思います。

それから、先ほど会長からお話がありました、4月27日の回りの専門調査会以降のスケジュールでございますけれども、5月21日の次々回専門調査会で第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方（素案）【案】を決定いただきまして、5月末を目

途にその内容を男女共同参画会議へ御報告いただきたいと考えてございます。

その後、6月からその素案についてパブリックコメントや地方公聴会を通じまして、国民の皆様の御意見を伺いまして、必要な修正を行った上で7月に再度、男女共同参画会議を開催いたしまして、第4次計画策定に当たっての基本的考え方を決定していただいて、総理に答申していただきたいと考えてございます。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に移ります。

初めに、資料2の第4次男女共同参画基本計画構成(案)について説明をお願いします。

○伊藤調査課長 それでは、構成(案)の資料についての御説明でございます。

1月29日の前回の計画策定専門調査会でお示ししたものと比較、変更点についての御説明をしたいと思います。

そもそも第4次基本計画の構成につきましては、3次計画において15分野が列挙されてターゲットがわかりにくいということもあって、目的別の大分類というものを設けたらどうかということで、資料の左側のようなⅠ～Ⅴという形で整理してはどうかということをお提案させていただきました。

その際、お示ししたものは、今この資料で言いますⅢとⅣというのが入れかわった形のものでございましたが、前回の専門調査会での御議論と、ワーキングチームでの御議論の中で、女性活躍という大きな柱を出すときには、その裏で安全・安心というものをしっかり打ち出して、それを支える基盤の整備という順序とした方がいいのではないか。わかりやすいし、その方が論理的ではないかということがございましたので、大分類Ⅲ、Ⅳを入れかえたという変更が1つございます。

もう一点は、そのときに男性とメディアの位置づけをペンディングでお示ししていたかと思えますけれども、起草ワーキングの議論の中で、メディアにつきましては⑩の分野に明示的にメディアというものが立ちました。それから、男性につきましては女性の活躍の最初のところに、やはりこれは男性の長時間労働ですとか家事育児参画とか、男性型の働き方といったものの変革がまずそもそも大事だということもございまして、そのとき分野としては立てていなかった、①という男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍という柱を立てさせていただいたということでございます。

この後の資料3の説明の中で、具体的な①との具体的内容がまだ出てきてはおりませんので、なかなか議論しづらいところがあるかと思えますけれども、構成としては以上のような考え方で、大きく分けまして2つ変更がございました。1つはⅢ、Ⅳの順番を入れかえたということ。それから、分野として①男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍といった分野を立てたという変更をさせていただきます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 今、説明がありましたように、Ⅱで「女性の活躍」を置いた。「活躍推進」

と以前はなっていましたけれども、「推進」を取りました。推進は手段のようなイメージがあるということで、「女性の活躍」としました。

そして、その対極の問題ですね。活躍の対極にあるのは女性への暴力とか貧困といった問題で、それをⅢとして置きました。Ⅳは、男女共同参画社会の形成に向けて基盤整備をどうすべきかということなのですが、それについてはⅡ①にもかなり入ってきます。ただし、①については先ほどから申し上げておりますように、今日は議論しませんので、4月に入ってからということになります。

Vには推進体制を整備・強化を配置しました。

これについて御意見があればお伺いしたいと思います、どうでしょうか。

○勝間委員 すばらしいと思いますということが言いたかったです。やはり一番上に男性中心型を持ってきたということが、一番大きなメッセージになると思いますので、大きく賛成します。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今の資料2を受けまして資料3以降、各論に入っていくことになっておりますが、資料2についてほかによろしいですか。

○天日委員 結構な案ができていると思うのですが、1点、①の2番目の税制、社会保障制度等というところと、⑨にも税制、社会保障制度となって2つに分かれているという点。それでもいいのかなと思うのですが、その辺が引っかかりました。

○勝間委員 それぐらい言っても構わないぐらい重要なポイントだと思うので、2回に分けても常に言い続けるべきだと思います。

○鹿嶋会長 これはダブって言うようなことになるとと思いますので、①と⑨につきましては、そういうふうに理解してもらったほうがいいかもしれません。

もし何かほかにあれば後でも結構ですので、言っていただければと思いますが、次に行ってもよろしいですか。

それでは、資料3の「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】」に移りたいと思います。まず皆さんにあらかじめお断りしておきますが、皆さんに事前にお送りした資料3と、今、お手元にある資料3では内容が異なり、事前配布資料に比べて抜け落ちているところがあります。事実関係等についての各省庁の調整ができていないところがあり、それで落としていきます。ただ、本日お配りしている資料を御覧になって、このあたりの表現が弱いとか、このあたりはこう書くべきだという点がありましたら、遠慮なく言ってください。抜け落ちた箇所も、そのままということではございません。各府省、省庁間の確認ができればまた復活し、それが最終的な計画になると理解していただければと思っております。

それらの問題については、起草ワーキングチームに持ち帰りまして、さらに議論を深めていくことになります。

さて、今から議論を始めるわけですが、議論の時間の配分は3つある大分類、「Ⅱ あ

らゆる分野における女性の活躍」「Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現」「Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」のそれぞれについておおむね30分ずつと考えております。そういう配分で議論をしますので、よろしくお願いいたします。

まず「Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍」について、事務局から説明をお願いします。

○大地推進課長 推進課長の大地でございます。

資料3の2ページの目次ですと、「Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍」の「3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」から御説明をさせていただきます。

4ページからでございます。この3分野につきましては、第3次計画におきましては旧第4分野「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」と、第5分野「男女の仕事と生活の調和」、この2つを一本化したものでございます。

柱立ては5つとしておりまして、1つ目が「M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現」でございまして、5ページの1行目あたりでございしますが、「働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現を図る。併せて、パートナーである男性の子育て・介護等への参画及び女性が活躍するための前提となる人材養成のあり方の見直しを進めるとともに、企業に対して、出産・子育てがキャリア形成の障害とならないための配慮を促す」というのが基本的な方向でございまして、具体的な取組といたしましては(2)ア以下でございまして、1つ目が「長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現」です。①の労働基準法等の改正、これは可決成立した場合でございしますが、そちらを踏まえた対応を中心に各種の具体的な取組を記載してございます。

イの「ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現」につきましては、①「多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取組を促進する」ほか、6ページの②～④の記載をさせていただいております。

ウの「男性の子育て・介護等への参画の促進」につきましては、①で男性を対象とした教育プログラムの開発・実施、男性のロールモデルによる活躍事例の発信等、男性の子育て・介護等への参画についての社会的機運の醸成を図ることなどを記載させていただいております。

エは「女性が活躍するための前提となる人材育成」についての記述でございます。

柱立て2本目の「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進」につきましては、7ページの施策の基本的方向でございしますが、3行目あたりの「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取り扱いやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等が行われない職場づくりを進める」ということ、あわせて「男女間賃金格差の解消に向けた取組を進める」ということとしてございます。

具体的な取組の1つ目といたしましてはアの「男女雇用機会均等待遇の更なる推進」として①で 男女雇用機会均等法の履行確保等の記載をしております。

イの「男女間の賃金格差の解消」につきましては、①「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を踏まえて、企業における男女間の賃金格差の状況の把握・分析と可視化（見える化）を促進するほか②以下の記載がございます。

8ページのウ「女性に対する各種ハラスメントの防止」につきましては、①「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に基づいてセクハラ防止対策を促進すること等のほか④までの記載がございます。

3つ目の柱「非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換支援」でございますが、具体的な取組はア「非正規雇用者の処遇改善や正社員への転換に向けた取組の推進」といたしまして、短時間労働者の雇用の改善等に関する法律に基づく均等・均衡のとれた待遇の推進等の記載をしております。

9ページ目のイは「公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・推進」についての記載でございます。

10ページ目に4つ目の柱「多様な生き方、働き方を可能にするための支援」がございまして、基本的方向といたしましては、子育て・介護等により離職した者の再就職や起業の支援、自営業等における就業環境の整備を進めるということ、具体的な取組といたしましては、再就職や起業の支援、自営業等における就業環境の整備を柱立てとしております。

5番目の柱は「実質的な男女平等や女性の能力発揮を促す環境整備」で、基本的方向といたしましては、女性の活躍やワーク・ライフ・バランス実現に向けて、積極的に取り組む企業の支援や女性の参画が少ない業界における就業の支援を行うことといたしまして、以下、具体的な取組についての記載をしております。

12ページからは「地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進」でございます。こちらの柱立ては、第3次計画の第6分野「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」と第14分野の地域と環境を統合したものでございます。なお、環境をどこに位置づけるべきかということ等につきまして起草ワーキングで現在、御議論をいただいている途中でございます。

12ページの1つ目が「地域活動における男女共同参画の推進」でございまして、具体的な取組は13ページのア「地域における政策・方針決定の過程への女性の参画拡大」、イ「男女共同参画の視点に立った地域活動の推進」となっています。

2つ目の柱立てといたしましては、「地方創生における女性の活躍推進」。具体的な取組といたしましては、ア「地方創生における女性の活躍推進」、イが「地域における女性の活躍推進に向けた環境整備」となっています。

14ページの3は「農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」でございまして、具体的な取組は、ア「農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、

15ページのイ「農山漁村における女性の経営上の位置づけの明確化や経済的地位の向上」についての記載がでございます。

15ページの下から数行目4「農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革」にいてございまして、16ページの具体的な取組のア「農山漁村における女性が働きやすい環境の整備」、イ「農山漁村における意識と行動の変革」についての記載でございます。

17ページ5「男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進」の具体的な取組は、ア「環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」、イ「環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入」でございます。

18ページ「5 科学技術・学術における男女共同参画の推進」でございます。科学技術・学術は、我が国及び人類社会の将来にわたる発展のための基盤になるけれども、女性研究者の割合が低水準にとどまっているなど、女性の活躍を一層加速していく必要があるなどの目標を掲げまして、具体的な取組といたしましては18ページの1「科学技術・学術分野における女性の参画の拡大」、

2つ目の柱といたしまして、20ページの「女性研究者が働き続けやすい研究環境の整備」、21ページの3「女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」という柱立てとしておるところでございます。

時間の関係でかなり端折らせていただきましたが、私からの説明はとりあえずここで切らせていただきます。

○鹿嶋会長 今、3つの柱を説明してもらいました。例えば4ページ「雇用等における男女共同参画の促進と仕事と生活の調和」の中では、特に5ページは長時間労働の抑制が入っていますけれども、これなどは起草ワーキングチームでは女性の活躍の背景には、長時間労働の是正の問題があるんだということでもかなり熱っぽく議論をしてみました。

改めて過去5年間と比較しますと、勤務間インターバルの問題とかいろいろな考え方が出てきているのだなという認識も持ちながら議論してきたわけですが、皆さんもざっと御覧になって、自分の専門分野でこういう問題が抜けているのではないとか、あるいはこの辺の表現が弱いとか、そういう点がありましたら御指摘いただきたいと思います。雇用、地域・農村、科学技術で特に順番にはこだわりません。

もう一つの議論は、先ほども大地課長が少し申し上げたのですが、12ページの地域・農山漁村、環境が一緒になっていることです。第3次計画の第6分野と第14分野が一緒になっているわけですが、環境はどこに置いたらいいのか、まだ議論があります。18ページの5の中で科学技術・学術、環境というくくり方もできるかななどという議論もありましたが、要するに定見があればいいのですけれども、それがなくてなかなか難しい。それでは皆さんから御意見をいただきたいと思います。

五條委員、どうぞ。

○五條委員 恐縮です。先に発言させていただきます。

地域・農山漁村のところなのですが、この「・」と「、」の考え方というのは、地域・農山漁村というのは真ん中が「・」になっているので、これが一体と考えるべきなのか、私の理解では地域と農山漁村、環境をそれぞれ合体させたということで「、」という扱いにもなるのかなというイメージも持っております。

これからの議論の非常に大事なところなのですが、数値目標の設定を今後議論して、3次計画のように目標数値をそれぞれの分野の中に入れるとすれば、前書きの部分にそれが反映される必要があるのではないかと考えます。この基本計画が現場に出ていったときに、中には分野ごとの最初のところを使ってポイントを説明するというのも、非常に多く考えられると思うのです。

そのときに例えばの例ですが、地域・農山漁村分野の前文に家族経営協定という言葉が、第3次計画のときには前文の中にも入っていたのですが、今回はいろいろな分野を合体した関係で農山漁村分野の文字数が減り、家族経営協定の語句が、そこから落とされています。ただ、今後目標数値を入れてきたときに、目標数値で定めたような項目、用語はできるだけ前文に入れていくという整理を今後していく必要があるのではないかとというのが、全体にかかわる課題として挙げておきたい点であります。

2点目、農山漁村に関連するところで、特に発言しておきたいところを挙げてみたいと思います。

今回の中で、ちょうど通常国会に関連法案が上がっている予定という関係で恐らく今、ペンディングになっているところがあるわけですが、14ページ後半で農業委員への女性登用の部分については、今、具体的な書き込みがありません。ただ、ワーキンググループのときにも私は出席させていただいて、そのところは強く論点にさせていただいたのですが、今後、改正法が成立すれば、農業委員は現行の選挙委員や選任委員ではなく新たに原則、地域の推薦や公募を踏まえた市町村長による任命制に変わります。そういうことを受けて、ここではぜひ改正法が成立後、この問題というのは非常に大事な課題になっていきますので、地域からの推薦あるいは公募の制度を受けて、それについて地域からきちんと女性が推薦されるような働きかけや、公募制の活用といったような文言を、女性の農業委員登用に向けてきっちり入れていただきたいというのが論点であります。

ほかのところにもかかわってくるかと思いますが、同じページのところで農業委員だとか、農協の理事だとか、そのほか漁協の理事だとか森林組合の理事を全部横並びにして、いずれも女性の比率30%を目指すと書いてあるところがあります。この30%というのは全体の目標ではありますが、ここであえて入れる必要があるのかというのが課題になってきます。例えば森林組合とか漁協という形になると、林業や水産業では必ずしもそこに従事する人の母集団の女性の数というのが割合として高くない。そういう中で全部一緒くたにここにあって30%ということを書くことが果たして妥当なのかどうかということが、論点として挙げられます。

第3点目ですが、15ページのところで。



○勝間委員 長くてだんだん論点が把握し切れなくなってしまったのですけれども、後で整理していただくことは可能ですか。

○鹿嶋会長 五條委員の指摘は大事なことなので、もう少し聞いてください。

○五條委員 15ページのところですけれども、家族経営協定のところがあります。その中で特に協定農家同士の情報交換をあえてワーキンググループの議論を踏まえて入れていただいて、ここを外していただきたくないということです。論点の中で非常に大事だということです。また、これの前に都道府県段階、市町村段階の普及体制の強化を促すとともにという形で入れて、その上で今の部分を入れていただきたいと思います。

それから、女性の固定資産の形成の問題も非常に大事で、非常に気になるのは経営参加、社会参加というふうに固定資産の形成の後に書いてある参加という表現が、参画というふうにすべきではないか。この問題もよく議論になるのですが、ぜひ落とさないで置いていただきたくて、女性の固定資産形成が社会参画、経営参画を一層促進する重要な要素になるという点をぜひ盛り込んでいただきたいということです。

あと何点かありますけれども、この後の議論でというふうにします。

○鹿嶋会長 14ページの農業委員の30%は預からせてください。確かに農業は別として漁業、林業になってくると母集団が少ないところがありますので、それについては預からせてください。

農業委員についての記載ですけれども、これはあくまでペンディングですので、五條委員が前から主張しているようなことは私ども十分理解しております。それも預かりということで、ここに書いてあるとおり農業委員について後日記載を検討ということでご理解ください。

目標のところについては家族経営協定について入れてほしいということですね。ほかにも何か五條委員から見て落ちているところはあるのですか。

○五條委員 もう一点、そうしましたらワーク・ライフ・バランスのところが出てくるのです。これまでの生産労働と、新しく起業などをして高付加価値型の労働の部分があって、さらに家事労働などが付加されると、労働時間が非常に長くなるということについて懸念をしています。

女性の活躍を推進することは、もちろんそれは決して水を差すわけではないのですが、そこについてはきちんと過重な労働負担がないように、ワーク・ライフ・バランスを考えてという議論を入れていただいています。

ただ、農業のような自営業の場合、どこまでがワークでどこまでがライフかという問題が出てきます。それでワーク・ライフ・バランスと健康管理ということ、健康管理という言葉を入れないと言葉が完成しないということです。日本語に訳して労働と生活の調和とやった場合に、雇用者の場合だと家事労働は生活のほうに入るのですけれども、農業などの自営業の場合、ここの部分が非常に難しくなる。家事労働というのはある意味、生産労働のための再生産を促すための労働でもあります。ですから、ワーク・ライフ・バラン

スという言葉に加えて健康管理という言葉を使うことが大事ではないかということです。

趣旨をきちんと言おうとすると、どうしてもそれなりに論点を挙げないとならないので。

あと、ワーキンググループのときに項目を挙げさせていただきましたので、そのことを踏まえて今後また議論させていただければと思います。

○鹿嶋会長 ワーク・ライフ・バランスと健康管理はよく私も理解できましたので、ありがとうございます。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 4 ページの第3分野のところですけども、就業を希望しながら就業できていない女性が約300万人であり、非常に大きな潜在力と書いてあるのですが、希望しているのに働いていないということは、潜在ではなくて労働の損失だと思うのです。ちょっと書き方が弱いなと思いましたので、御検討いただければと思います。

18ページ、科学技術・学術における男女共同参画の推進というところなのですが、これは非常に大事だと思っておりまして、女性がこの中に参画する割合は非常にふえてきているのですけれども、まだ意思決定の場に非常に少ないです。科学研究というのはそのまま技術として応用されていったり、エビデンスとして後の健康分野とかも出てきますが、そのまま引用されていろいろな施策に反映されていくわけですが、その研究自体の中にバイアスがかかっていると大変大きな問題があると思うのです。

この中ほど以下に「このため、意思決定を行うマネジメント層はじめ、研究現場を主導する女性研究職・技術職の登用推進に向けた大学」そして「公的」と書いてあるのですが、公的である必要がどこにあるのかと思いました。どの機関であれ出てきたエビデンスはそのまま引用されるわけですから、公的である必要はないと思います。研究機関は取ったほうがいいと思います。

もう一つ抜けているのが学術団体です。大きなエビデンスとして引用されるのは、ほとんどが学術団体からのペーパーでパブリッシュされたものだと思うのですが、そういうものの意思決定の場あるいは研究報告のレフリーをする人の中に女性が少ないということは、バイアスを生み出す可能性があると思うのです。なので幾つか文の途中にも大学、公的研究機関、企業等と出てくるのですが、ぜひ公的は除いていただくということと、学術団体を入れていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 起草委員会にも入れていただいておりますので、これまでの意見を反映していただいていることが多いのですけれども、3点申し上げたいと思います。

1つは4ページの目標のところなのですが、今、課題は1つは育児期に仕事が続くか、介護と両立できるかという両立の問題と、もう一つは単に仕事が続くというのではなくて、活躍といいますか、狭い意味の活躍。キャリアアップをして、ステップアップしていくという両方が課題だと思うのですが、この目標の前書きのところに書かれているのは、最初の第1パラグラフもどちらかというとM字型カーブの話をしていますし、次の第2パラグ

ラフはまさに両立の話をしているので、キャリアアップといいますか、狭い意味の活躍というところをパラグラフといいたほうがいいかなと思います。

パラグラフの中であわせてポジティブアクションのことをしっかり書く。言葉をどうするかというのはあるとしても、均等法が施行されて30年たっても、まだこれだけ大きな男女間格差があって、男女間格差を埋めて女性人材も男性人材と同じように活躍できるような世の中にするためには、機会均等だけではだめなんだ、ポジティブアクションが大事だということを、この目標の中に先ほどのキャリアアップの観点を述べる同じ段落でいいと思うのですけれども、書いていただく必要があるのかなと思いました。

それと関連することなのですが、第3次計画と比べて第4次の1つの特徴というのは、従来は両立支援が全面的に女性活躍支援に出てくるのですけれども、それだけではなくてキャリアアップとかポジティブアクションというものが新しい重点だと思いますので、そういう意味では10ページから始まる5の「実質的な男女平等や女性の能力開発を促す環境整備」というのは2の次に持っていく。非正規の前に持っていくというのが位置づけとして、かたまりとしてもいいのかなと思いますので、それが2点目です。

3点目は20ページなのですけれども、前回も申し上げましたが、ここで言わんとすることは、狭い意味の研究者の話ではないと思うのです。科学技術・学術、特に念頭にあるのは理系の分野だと思いますが、そういうことで研究者だけではなくて、技術者というのあわせて書き込んでほしいと申し上げましたので、あちこちに研究者と並んで技術者というふうに書き入れていただいているのです。ところが、2のタイトルが相変わらず女性研究者となっていて、ここは科学技術分野で働く人たちの両立の問題を言っている章だと思いますので、この2のタイトルも変えていただいたほうがいいかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 まず6ページのところですが、下のほうのエ①で企業による女性の就業継続がM字カーブの解消として書いてありますが、企業の問題が解消すれば全てが解消するかという問題があると思います。多分それだけではないと思うので、②で企業以外のことも書いていただいたほうがよいのではないかと思います。

次は5の科学技術分野についてですが、まず19ページ目（2）ア②で、科学技術基本計画においてきちんと目標設定を働きかけるとことが書いてあります。これはとても重要なことですが、目標設定に加えて、それを公表する、共有していくことをすると非常に強い推進力になるので、それをぜひ入れていただきたいと思います。

もう一つ、20ページ目の上から4行目の④です。国が関与する提案公募型研究事業等の審査委員への女性の登用とありますが、実際には審査委員の女性比率というのは今、実際に相当上がっていると思います。3割近くになっているところも多いと思います。問題は、

委員長がほとんどいないことです。委員長の役割はとても大事で、委員長が最後は決定するところもありますので、ここにぜひ委員長というのを入れていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

では、鈴木委員。

○鈴木委員 短く3点申し上げたいと思います。

5ページのところで長時間労働の抑制が、具体的な取組の最初に出てきているというのは、きょう検討の対象になっていない①の男性中心のところでも出てくる課題ですし、有村大臣も真っ先に問題意識としておっしゃっていたことなので、これを書くことについては大賛成です。ただし、長時間労働の抑制とあるわけですが、結局、私の理解では無理に抑制しても実現は難しい。要するに生産性が低ければ長い時間働かないと所得も得られないしアウトプットを得られないということなので、長時間労働になってしまっていることがあります。長時間労働とワーク・ライフ・バランスというのは独立的な関係にあるわけではなくて、ダイバーシティを進めていくことが成長戦略になることによって、長時間労働の解消とワーク・ライフ・バランスとが両方同時に達成されるというダイナミズムを、平等をベースにした女性の活躍推進によって実現していく。こういう考え方を今後、「Ⅰ基本的な方針」であるとか、Ⅱの①に考え方の記述の中に反映させていく必要があるのではないかと思います。つまり人為的に抑制すれはうまくいくかということ、必ずしもそうではなくて、実際の経済活動のダイナミズムを考えないといけないということが1点目です。

2点目は10ページです。起業に向けた支援というところですが、①で起業に係る女性特有の課題を踏まえた云々と書いてあるわけですが、現状の書き方は具体的に何が書いてあるのかよくわからない書き方になっていると思います。当然、政府系金融機関による資金の面でのサポートということはあるのでしょうけれども、民間の金融機関の役割も大きいのではないかと。現状ですと起業の際の融資には個人保証を求めるケースが大半で、それは経営規律の確保という点ではいいかもしれないけれども、事業展開を思い切ってできないとか、一度失敗するとなかなか再生が難しいといった問題がありますので、民間金融機関に対しては事業性を重視した融資の目利き能力向上を求めていく必要があるのではないかと思います。ここは、保証や担保等に必要以上に依存しないような信用付与だとか、あるいは経営面、事業面におけるメンター制度とか、そういう具体的なことを今後書いていくべきではないかということ意見を意見として申し上げます。

3点目に、地方創生というところがございますが、地方創生は今、非常に重要な政策ですので13ページに書いていただいた内容は非常にいいと思います。ただ、地方創生の際の合意形成のルールだとか地方における社会経営のガバナンスといったことを考えました場合に、地方議会の役割についてここで全く触れなくていいのかどうかということです。具体的な取組として民間の話は比較的書いてある。地方公共団体が関連する協議会などの話は書いてありますが、きょうは検討の対象になっていない②の政策・方針決定過程の女

性の参画拡大のところで、地方議会について何かしら書かれることがあると思いますが、それを再度ここでも書いてはどうかということについて、今後検討していただきたいと思っています。

以上です。

○鹿嶋会長 今、鈴木委員が指摘した10ページの起業については、皆さんにあらかじめ送ったものには指摘されたことは書いてあったのです。調整があって今、取っていますので、それについても再検討となりますので、よろしくお願いいたします。

勝間委員、お願いします。

○勝間委員 Iに含まれるのかもしれませんが、3以降で見当たらなかったのも、この論点がどこで「II あらゆる分野における女性の活躍」について補足されているか教えていただきたいのですが、もともとなぜ女性が活躍できないかという分析をすればするほど、教育格差であることがわかるのです。日本は先進国に比べまして、はるかに男性と女性の間に教育投資、教育格差が大きな国です。その解消が必要だと思うのですけれども、その論点というのはどこでカバーされるのでしょうか。科学技術・学術ということで、ぼんと話がもっと上のレイヤーに飛んでしまっていて、それ以前の問題として基礎学力であったり、大学進学率であったり、専門教育だったり、そういう部分についての記述を見つけることができなかったのです。なので、もしそれがなかったらそれが丸々抜けている可能性がありますというのが私の指摘です。M字カーブにしる何にしる、賃金格差にしる、全てそこから生じています。

後ろのほうを見ますと、メディア教育であったり、ライフステージに応じた教育という話は書いてあるのですけれども、それ以前の問題としてM字カーブであったり、あるいはさまざまな雇用、賃金格差の原因がそういうところに起因するというのわかるようにしたほうが好ましいのではないのでしょうか。あるいはその政策に関して目標数値をつくるかどうかまではわかりませんが、その格差を解消しない限り、私は賃金格差もM字カーブもなくならないと思っています。

○鹿嶋会長 その議論はしたのです。GGIを見ても日本の教育は主要先進国に比べると後ろにいくのです。80何位くらいになってしまうのです。だからその意味では特に高等教育の男女間格差はかなり大きいという議論はしてきましたが、それは46ページには入っているのですが。

○勝間委員 後ろのほうでちらっと入っているのですけれども、前半の部分で出てきていないのです。

○鹿嶋会長 勝間委員は前半に持ってくるべきだという意見なのですね。

○勝間委員 両方書くべきです。要するに企業がなぜ女性を使わないかというと、コストパフォーマンスで見ているだけなのです。今の状態だとコストパフォーマンスが悪いから使わない。以上なのです。なのでコストパフォーマンスがよくない限り、どんなに制度を整備したってだめなのです。企業は合理的に動きますので。

○鹿嶋会長 検討させてください。

○勝間委員 お願いします。

もう一点、起業の話のところに10ページ目の4番の多様な生き方、働き方に関して内容が割とさらっと書いているなという印象がありまして、例えば企業にかかわる女性特有の課題を踏まえた総合的な支援のあり方を検討するというのが具体的ではないのかなとか、あとは例えばテレワークの話みたいなものも盛り込んでいいのではないかな。では何で女性の起業者が少ないかといいますと、実は人的ネットワークが圧倒的に不足しているのです。結局、男性同士ですとお互いに助け合いのコミュニティがあって、みんなが応援してあげて、それに対して投資をするみたいなことがどんどん行われるのですが、女性がそういうボーイズクラブからはじかれてしまっているのです。日本でなかなか起業もできないし、起業したとしても上場できないという状態なので、そういう問題についてのサポートなり指摘なりは必要だと思います。

○鹿嶋会長 その指摘は先ほど説明しました。鈴木委員からも出されたわけです。皆さんに送ったものには具体例が書いてあったのですが、今の皆さんのお手元にあるものではその例を取ってあります。それは省庁間の調整が入っているからということで理解してください。

○勝間委員 戻してくださいという依頼です。

○鹿嶋会長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 2つあって、1つは今の勝間委員のところで、私は女性の教育に投資するのは全然否定しないのですが、ただ、大事なことはM字型で言うと高学歴層ほど皆さん御存じのように日本は仕事をやめているのです。ですから教育は訓練投資すれば継続就業するわけではないので、そこは日本の特徴があるので、日本は高学歴層ほど途中でやめてしまっていることを踏まえた上でどうするかという議論をしないと、ほかの国はいいのです。高学歴層は継続就業しているのです。日本は高学歴層ほど結婚・出産でやめている。その前提を踏まえた上で議論したほうがいいかなと思います。

○勝間委員 高学歴ほどやめてしまうから、家庭が高学歴しなくなってしまうのです。そこも鶏と卵になっているのですけれども、何が言いたいかというと、家庭が結局、高学歴にしても女性から回収ができなくなってしまうので、女性に対して教育投資をしないという悪循環が生まれているということです。

○鹿嶋会長 ただ、その議論はいろいろな視点があって、高学歴女性が一旦やめると労働市場に出てこないわけです。M字カーブではなくてへ字カーブになってしまうわけです。だからそのあたりは難しい議論なので、どこまでどう書くかはこちらも預かって検討させていただくと言えません。

○佐藤委員 あと一つだけ。5ページの長時間労働の抑制。長時間労働は解消ではないかという気もするのだけれども、役所が抑制を使っているのです。多分そういうことだと思うのです。だから長時間労働は本来、解消。ただ、役所がうちは抑制を使っていますというの

は私もよくわかるのだけれども、でも英語にしたときにどうするのか。やはり解消ではないかという気がします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。このぐらいにしてよろしいでしょうか。

時間の関係で次にいきます。次は「Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現」についての説明をお願いします。

○大地推進課長 「Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現」につきましては、6～8の3つの分野がございます。

1つ目「生涯を通じた女性の健康支援」から御説明をさせていただきます。

23ページからでございます。この分野の1つめの柱立てといたしましては1「生涯にわたる男女の健康の包括的な支援」で、疾患の罹患状況が男女で異なるなど、性差に応じた的確な医療を受けることが必要であって、特に女性については心身の状況が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目し、継続的かつ総合的な観点に立って、健康の増進を支援するということが基本的な方向でございます。

具体的な取組といたしましてはア「推進体制の構築」、イ「ライフステージ別の取組の推進」でございます。

次の柱立ては25ページの2「妊娠・出産等に関する健康支援」でございます。具体的な取組といたしましては、25ページ（2）に記載しておるようなことでございます。時間の関係で端折って恐縮でございますが、26ページ目が3つ目の柱立てでございまして「医療分野における女性の参画の拡大」についてでございます。

27ページの4は「スポーツ分野における男女共同参画の推進」についてでございます。

以上が6分野につきましての御説明でございます。

○水本暴力対策推進室長 引き続きまして、女性に対するあらゆる暴力の根絶につきまして、暴力対策推進室から御説明をさせていただきます。

28ページからになります。暴力の分野につきましては、ワーキングチームの御議論に先立ちまして、女性に対する暴力に関する専門調査会に御議論をいただきまして、その御意見を踏まえたものでワーキングチームの御議論をいただき、いろいろ修正等したものを本日お示ししているものでございます。

第3次計画からの大きな修正点でございますが、30ページの真ん中あたり、ストーカー行為でございます。第3次計画におきましては、このストーカー行為の対策につきましては、2番の配偶者暴力の1つの項目という扱いになっておったのでございますが、ストーカー行為規制法改正になったとか、その他、新たな施策なども講じられているということで、かなり重要な分野であるということもございますので、今回、独立の項目立てをさせていただきます。

そのほか皆さんの御意見を踏まえていろいろな加筆修正を行っておりますけれども、とりわけこの5年間にございます社会情勢の変化でございますとか制度的な修正、例えば2番の配偶者暴力につきましては、配偶者暴力防止法の改正がございまして、生活の本拠をと

もにする交際相手に対してまで対象が広がったということ。4 番の性犯罪につきましては、いわゆるワンストップ支援センターの開設を初めとする官民の性犯罪被害者支援の取組の進捗を踏まえた記載にする。あるいは最後のメディアなどにつきましては、いわゆるSNSのような新たな形で暴力というものが出てきているということ。それを踏まえて例えばベンジポルノ法の制定でございますとか、児童ポルノ法の改正があったということを踏まえた記述の修正などを行っているところでございます。

御説明は以上でございます。

○伊藤調査課長 続きまして、35ページの8分野「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」で、タイトルが長いのですが、第3次基本計画で言いますと第7、第8分野を1つにした形になってございます。

基本的には同じようなことが記載されているわけですが、目標のところにございますように、非正規雇用労働者やひとり親といった生活上の困難に陥りやすい女性というところに視点を当てまして、生活上の困難への対応ということと、さらにそれを防止するための取組。さらに女性という視点で言いますと、長期的な展望に立って働けるようにすることも必要である。貧困等の世代間連鎖を断ち切るための取組が必要ということを書いてございます。その後に高齢者の話を書いてございますけれども、高齢期の経済状況というのが高齢期に達するまでの働き方、家族の持ち方などに影響されるということで、その置かれた状況の違いが凝縮されて、固定化されるという点に留意が必要と問題認識を書いてございます。

また、性的指向、性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合あるいは障害、外国人、その他複合的に困難な状況に置かれている場合に、人権侵害があってはならないといった人権尊重の観点から配慮が必要といったことを目標の中で記載しております。

それに基づきまして、柱として、1 貧困などの困難に直面する女性等への支援という話と、それから、2 として高齢者、障害者、外国人等というように立てております。

具体的取組としては、まず35ページの下の方の貧困の困難に対応という中の柱の1つは、就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組でございまして、就業に関する取組、36ページにまいりまして下線を引いたところが基本的に新しいところでございますけれども、②非正規の問題。③で、短時間労働者に対する被用者保険適用拡大を着実に実施して、さらなる適用拡大を検討していくという話。⑤で、生活困窮者自立支援法が成立しておりますけれども、それに基づいた生活困窮者への取組をしっかりとっていくということ。

イとしてひとり親家庭ということでございまして、母子家庭等いろいろ議論がございます。①では就業支援の話。②では居住支援や子育て支援その他経済的支援等、あわせて総合的な支援を展開することが記載してございます。児童扶養手当について父母が婚姻を解消した児童のほかにも、さまざまな状況によって支給要件があるということの周知をしっかりとっていくということ。③では養育費の話を記載してございます。

37ページ、2 の高齢者、障害者、外国人等のところですが、現行の3次計画よ



りはまとめて書いてある部分もございますが、高齢者の場合は低年金、無年金問題が大きな問題としてあるということで、基本的な方向にも記載してございますし、具体的な取組のアの中の①にそれを掲げてございます。

そのほか高齢社会対策大綱がございますので、それに基づいてさまざまな取組が必要になりますので、その具体的な柱を中心にしまして幾つか記載してございます。④では起草ワーキングチームでの議論を踏まえ、認知症等の記載をさせていただいたところでございます。

38ページにまいりまして⑨でその他高齢社会対策大綱に沿って、必要な取組を進めるということでございます。

イの障害者でございますけれども、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立したこと等を踏まえて、施行が28年4月でございますして、それを踏まえて取組を進めていくということ。それから、障害者虐待防止法等により虐待防止の取組を進めるとともに、悪質商法などの障害者の消費者トラブルの防止を図るといったことを記載してございます。前後して恐怖ですが、高齢者のところにも悪質商法の記載をしてございます。

⑤で障害者基本計画が25年9月に閣議決定してございますので、その柱に沿ってしっかりと取組を進めていくことを記載してございます。

ウの外国人のところにつきましては、③の人身取引対策行動計画でございますが、昨年末に2014を決定しておりますので、それに基づいた取組と記載しております。

エで性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応というところでございまして、可能なものについては実態把握に努め、人権教育・啓発活動の促進、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の救済活動といったことを記載してございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 以上、安全・安心な暮らしの実現についての3項目について御意見があればお伺いしたいと思います。いかがですか。

○二宮委員 36ページのウで「子供・若者の自立に向けた力を高める取組」という項目があるのですが、先ほど勝間先生から出たいわゆる大学進学率とか、高等教育の部分に関しては、ここの点でも触れ得る可能性があるということで、特に①の2行目「充実する」とあるところの次のところで「特に高等教育への進学率の格差を踏まえ、進路や就職に関する指導も含め」ここで入れ込んで、進学率について特に都道府県でも格差がある状況があることも踏まえて、適切に見える化とかを通じてウォッチしていくことが重要だと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 生涯を通じた女性の健康支援の分野ですけれども、26ページのところに先ほどの科学技術の分野と同じで、医療分野における女性の参画の拡大の(2)⑤に当たると

ころですけれども、医療機関や関係団体とあるのですが、これも学術団体と書いてください。学術団体が大変大きな力を握っていて、その中でバイアスがかかっていることが非常に問題ではないかと思っていますので、それを具体的に書き込んでいただきたいと思います。関係団体を含むのかもしれませんが、学術団体というのはすごく大きなウェートを占めているかと思っていますので、それを1点お願いします。

戻りますけれども、23ページの生涯を通じた女性の健康支援の目的のところなのですが、中ほど「女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど」と書いてあるのですが、前に岩田委員からもあったのですが、更年期の問題というのはとても大きいと思っていて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツというのは、それも全て含む言葉だと思うのです。思春期の発達、中でも具体的などころには子宮内膜症ですとか大きな課題を書いていたのですけれども、更年期というのはリプロダクティブ・ヘルス/ライツの中に含まれるものだと思うのです。

そして今、均等法の第1世代という人たちがちょうど更年期に入っていて、これをケアしないことが大きな労働損失になる可能性があります。更年期に関しては具体的には中には書いてあるのですけれども、この目的の部分の中に入っていないので、具体的な言葉としてぜひ健康問題として取り上げていただきたいと思います。

少し飛びますけれども、女性に対する暴力のところで目標の一番最初の行のところに、これは文章を読んでいて「あれ？」と思ったのですけれども、「女性に対する暴力は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、その回復を図る」というのは、暴力の被害からの回復という意図なのだと思うのですが、「暴力の根絶を図る」ことが責務なのではないかと思います。「その回復」ではなくて「暴力の根絶」というふうに書きかえることはできないかなと思います。

○鹿嶋会長　ありがとうございます。

確かにそうでしょうね。根絶ですね。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員　1点だけ。37ページですが、介護サービスの充実を図ると書いてあるわけですが、一方で消費税、つまり生活の苦しい方にとって厳しい消費税を上げながら、しかも、税率をさらに10%に上げるのもなかなか難しかったという状況もある下、それをやりながら介護サービスについては重点化、効率化を進めていかなければならないという状況にあります。そうでないと、例えば貧困高齢者も含めて保険料がどんどん上がっていつてしまう、あるいは現役層の保険料もどんどん上がってしまうという難しさに直面しているという現実があると思います。従って、きちんと財源を見つけてきて、それで充実を図ると述べるのであればいいわけですが、安易に介護サービスの充実を図ると書いてしまうのは少し躊躇するところです。サービスの重点化、効率化という意味での充実であればいいわけですが、そこは少し注意が必要ではないかと思います。

○鹿嶋会長 どうだろう。介護サービスの充実とは書けないですか。

○鈴木委員 ここでは介護保険制度の着実な実施を図ると書いていて、2000年に制度を入れた当時は、介護サービスを公的保険で充実させていくという方向であったわけです。ただ、介護費用は社会保障の中でも最もふえ方が大きく、予想以上にふえてきている。そのため、今、高齢者の負担である1号保険料なんかも予想以上に相当ふえてきて、高齢者自身の保険料負担も上がってきています。それで去年、法律を通して特養は要介護3以上でないと入れないとか、補足給付の抑制とか、所得のある方の自己負担の1割から2割への引き上げとか、いろいろなことが動き出しているわけです。ですからどちらかというと介護サービスは重点化・効率化の方向。一方で消費税を上げながらその財源を利用して保険料の減免なんかもやり始めるというタイミングですので、ここで書いている趣旨がどういうことなのかということが問題です。本当に効率化していこうとか、本当に必要な人に重点化していこうという意味で充実ということであればいいのですが、広く一般的にもっと拡充していきましょうということをただ言うことはできないのではないかと思います。そこはよく考える必要があって、ほかの政策とのバランスもみて資源配分を組み直すという話であればすばらしいと思います。

○鹿嶋会長 資源配分を含めて検討しましょう。

次は佐藤委員。

○佐藤委員 24ページのイ（ア）①の最初のポツのところ、これはステージ別になっているのです。ア①の最初のポツのところは、今度は政府の少子化対策大綱にも入っていると思うのですが、これが幼少期・思春期だけなのかということで、下にもかかわるかなと。書き方なのですけども、妊娠・出産に関する事項。この段階だけやればいいと捉えてしまう感じなので、できれば（イ）にもという書き方ができればということです。①の最初のポツです。

○鹿嶋会長 （イ）にも同じことを書いたほうがいいですか。

○佐藤委員 あるいはだから、ステージずつになってしまっているから、ここでやればいいみたいに読めてしまうので、この書き方だと。それだけです。本当につまらないですが。

○鹿嶋会長 勝間委員、どうぞ。

○勝間委員 1点だけです。31ページに児童ポルノ系の話が幾つか書いてあります。私が常々気になっていますのは、日本において明らかに児童ポルノと思われるようなさまざまなアイドルグループが13歳とか18歳とかの非常に低年齢の子供たちが物すごい性的な表現をしたものが公に出回っているということです。そういったものが堂々とあるものにこういうことが書いてあると白々しいので、そのバランスというのはどういうふうにとるのでしょうかというのが私の質問ですし、また、そういうことに対して、私たちはもっと意見を強く言うていくべきではないでしょうかという提案になります。

○鹿嶋会長 それは32ページにかかるのですか。

○勝間委員 児童ポルノに関してさまざまな法律があるのです。法律があって実際に警察

が出版社に対して事情聴取をやっているのです。余りにもひどいので。それは海外メディアからも指摘されています。日本は児童ポルノの大量生産国だということについて。そういう現状があるにもかかわらず、こんなふうに書いてあると白々しいので、もっと何か強く意見を言って、そういうものをなくしていくような活動をしていくのでしょうかという質問と、私はしたほうがいいと思っていますというセットです。

○鹿嶋会長 以前もこの議論をしたのですけれども、表現の自由の問題との絡みでどうしてもこういう書き方にならざるを得ないところがあるのだと思いますが、でも勝間委員が言っていることはよくわかります。ありがとうございます。

○勝間委員 表現の自由を超越しているということです。特に12歳や13歳の女の子たちは何もわからないわけですから。

○鹿嶋会長 個人的にはなるほどと思っています。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 2つあるのですけれども、まず24ページの思春期といいましょうか、10代、20代の若い女性たちのやせの問題、やせ願望の問題を取り上げてほしいというふうに、前回の起草委員会のときに欠席しましたので、メモで出したのですけれども、取り上げていただけていないように思います。

種部先生が御専門だと思いますので、よろしければコメントをいただきたいのですが、私の理解する限りでも本当にそれは不健康で、生まれてくる赤ちゃん、最近、低体重児がふえていますけれども、その原因になっているとか、高齢期になったときの骨粗しょう症の原因になるとか、だから生涯を通じた女性の健康的な生活の根っこのところを若いときのそういう願望とか行動で壊している。これはもちろんメディアが女性の美しさについてのイメージをつくっていて、それに若い子たちがすごく影響されていることもあるのですけれども、このままでは本当に生涯を通じた女性の健康のスタートのところで崩れているのではないかと思いますので、そこを取り上げていただきたいというのが1点目です。

2つ目は、29ページから始まります配偶者等からの暴力の問題なのですけれども、対策のところでは30ページの上から4行目のところに被害者への中長期的な支援としてというところがあって、いろいろなことの中に就業の促進というふうに一言書かれているのですけれども、この分野こそ福祉の領域と雇用対策の領域の連携というのが必要になると思うのです。特に子連れの女性たちがDV被害に遭って住みなれた家、土地を離れて別の土地に行ったときに本当に何が大事かというと、経済的な自立をどうやって応援していくかというのが一番大事だと思うのです。具体的な対策というのは、後ろの章のひとり親家庭のところと重なりますので、それは重なるということを書いていただければいいのですけれども、ここの対策の方向性として、被害を受けた人たちの当面のいろいろなケアは大事だと思うのですけれども、それが一段落したとき、次の最大のテーマというのは経済的に自立ができるかどうか。それを支援することが必要だ。そこを強調してほしいと思います。

以上、2点です。

○鹿嶋会長 やせ願望ですが、24ページの②の上に2行いくと低体重と書いてあるのです。これはやせ願望のことです。ライフスタイル、食事、運動、低体重・肥満。

○岩田委員 もう少し大きく書いてほしいのです。やせという言葉です。

○鹿嶋会長 種部委員、どうですか。

○種部委員 ありがとうございます。

そこは大事なところで、次世代に引き継ぐ部分なのです。なので今、取り組まなければいけないところなので別項目にしてもいいぐらいかと思います。この2つ目の項目のところに子宮頸がん、乳がんなどなどあるのですけれども、項目としては違うニュアンスのものが中には入っていますね。病気を早く発見するということと、妊娠・出産後もずっと生涯続いていくような健康問題のベースになるところがこの思春期につくられるということ、体づくりですとかそういうことを別項目に、ポツももう一つ別にさせていただいてもいいのかなと思います。

ついででよろしいですか。もう一点あるのですけれども、先ほどの更年期の文章の書き込みの中で気がついたのですが、25ページの更年期というところがあります。①に検診のことが書いてあって、2番目のところに更年期への対応ということを書くとともに相談体制、職場の中での周知ということが書いてあるのですが、これを別項目にしてください。更年期については対応できる医療機関の医療の技術が非常に劣っている。例えばかかりつけ医機能を持っているはずの内科医では更年期というのは全く把握されていないということで、行き場がないということが問題です。2番に医療体制をつくること。3番目として、一番大事なのはそういう更年期障害とかで労働損失になっている人たちを、企業の中でどうやって活躍していただくか。ヘルスケアの部分というのは企業の中でも取り組む必要があるので、別立てにもう一つつくっていただくとありがたいと思います。

○鹿嶋会長 企業の取組をきちんと要請するのですか。

○種部委員 そうですね。企業の中で全く知られていないどころか、健康教育という場すらがないと思うのですけれども、それは努力義務にしかないかと思うのですが、これからちょうど50代に差ししかかっていって、更年期に差しかかる年代というのはちょうど今、キャリアを積んできて活躍していただかないといけない中核だと思うのです。その中核に対する健康教育の場というのは全くゼロだと思います。

例えば妊娠・出産ですとか体づくりというのは学校教育になりますけれども、企業に所属しているその女性をずっと生涯にわたって活躍していただく、特にキャリア形成が終わって、これから意思決定の場であるという年代に対しての健康施策というのは全くないと思うのです。なので、そこは別立てで医療機関の整備と国民運動あるいは職場の中で女性の妊娠・出産等の両立というのと、全く同じ位置づけて考えるべきだと思っています。

○鹿嶋会長 高橋さん、どうぞ。

○高橋委員 生涯を通じた女性の健康支援ということについて意見を申し上げたいと思うのですが、23ページ、24ページです。これは起草ワーキングチームの会議でも申し上げた

のですが、あるいは3月4日の会議には出席できなかったので意見書という形で提出させていただきましたが、リプロについては長い議論の積み重ねがあるわけですが、この点については相当練り上げた表現にしないと、国民的な合意を得られないのではないかと考えております。

具体的に申し上げますと、これは大変難しい問題なのですが、少子化対策という問題あるいは家族形成という問題との絡みをどう考えるかということなのです。昨年6月に担当大臣も出席されて、日本人口学会の公開シンポジウムがありまして、そこで少子化対策のパラダイム転換というテーマで、サブテーマは新しい家族政策へということでございましたが、明治大学の加藤彰彦教授が、少子化の根本原因は家族と共同体の弱体化にある。総花的な従来の福祉政策からの転換が必要だということを訴えて、存続する家族をふやし、地域共同体を再生する必要がある。こういう問題提起をしたのです。

何を申し上げたいかといいますと、教育の実態から言いますと、これも加藤彰彦先生が著書などでも紹介されておりますが、1990年代から家族からの自立イデオロギーがより過激な自己選択・自己決定を強調するイデオロギーとして喧伝されてきた。そして、そのことが少子化の原因である未婚化を一気に推進した側面がある。

結婚とか出産の自由というものが強調されることは個人の自由という観点からは当然でございますが、同時にそのことが家族を形成する意義とか、親になる価値というものを軽視してきた側面があるのです。少子化ということから考えていきますと、女性の自己決定権というものが一方で胎児の生命権と本質的に対立するという「自己決定権の背理」がございますが、それが家族とか生命倫理の基本的な価値を否定しかねないという側面があります。そのことを踏まえてバランスのとれた表現にする必要があります。リプロの強調によって女性の自己決定権を絶対化し過ぎると、例えば出生前診断等に基づく「命の選別」を促進して、少子化対策の阻害要因となるおそれがあるということにも配慮する必要があるのではないか。

一方で結婚とか出産しない自由を保障するためには、一見矛盾しますけれども、一定数の第三子、第四子が必要でありまして、家族の重要性、家族形成の意義というものについても教える必要がある。一見、結婚、出産しない自由と家族形成の大事さというのは矛盾するように見えるかもしれませんが、これは1つの背理でありまして、少子化をどうやって克服していくかというのは国家的な重要課題でありますから、従来の福祉政策ではうまくいかないことは明確でありますので、家族という視点、少子化という視点と女性の自己決定権というものの兼ね合いをどう考えるか。これは根本的な問題でございますが、そのことについて十分に議論をした上で、バランスのとれた記述にする必要があるということをお願いしたいと思います。

具体的にはあと次の項目にも関連することでございますから、後でまた申し上げたいと思います。

以上でございます。

○鹿嶋会長 なかなか難しい問題提起なのですが、結婚・出産しない自由というのはどこにも書いていませんけれども、どうなのですか。

○高橋委員 家庭科の教育で結婚・出産の自由が強調されてきた面があるのです。そのために親になる価値とか、あるいは家族を形成することの必要性とか、そういうものを軽視する風潮が一方で生まれた。もちろんそればかりが強調されてきたわけではありません。そういう一面があったということです。

○鹿嶋会長 46ページですね。

○高橋委員 次の議論にかかわることです。

○鹿嶋会長 46ページの上の⑦を見てください。家族の日や家族の週間等を通じて、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図るということで、ここで今、高橋委員がおっしゃったようなことは全部カバーされていると思うのですが、それはどうですか。

○高橋委員 これは今まで言ってきたことで、何の新しいこともないのです。これをわざわざ書かなくても、これはやってきたことで、再確認するという意味で意味がないわけではありませんが、むしろそうであれば46ページの、これはワーキングチームの議論でもございましたが、家庭生活の意義と書いたところがありましたね。どうでしたか。45ページの具体的な取組のアのところの②でございしますが「初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ」の後でございしますが、3行目に「家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る」。もちろん当然、家庭生活の大切さは重要でございしますが、家族の大切さ。と家族ということをもう少し焦点を当てる必要があるのではないか。むしろ家族の日や家族の週間、これはこのまま残していただきたいのですけれども、これだけでは新しい提言にならない面もございしますので、家族の大切さをむしろ家庭生活に加える形で結構でございしますが、ぜひそれを加えていただきたいというのが具体的な提言でございます。

○鹿嶋会長 家庭生活の大切さでは今、高橋委員の言ったことは入っていませんか。

○高橋委員 家族という言葉ぜひ入れたいということでございます。家庭生活・家族でも結構でございしますが、家族ということなぜもっと強調しないかということです。家族の日、家族の週間ということで強調されているとおっしゃるかもしれませんが、教育の中で具体的な取組として、もう少しそのことを触れていただきたい。私はワーキングチームの会議の中では「家族の絆」の大切さということを入れてほしいと申し上げたかと思いますが、それも入っていませんので、せめて家族という言葉でも入れていただきたいという要望でございます。

○鹿嶋会長 今の意見について、どなたかありますか。渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 今おっしゃられたのは、もともと少子化の問題で、私も少子化の問題は非常に深刻で、これはどうにかしなければいけないと思いますが、果たして家族ということが軽視されていることが主要因なのかどうかというのがよく理解できないのです。いろいろな調査でなぜ子供を産まないかという、経済的理由等いろいろなことが出てきているので、もう少し広く何が主要因かというのをきちんと把握した上で、それを盛り込むような

ことが必要と思います。

○高橋委員 これはかなり議論が必要なのですが、加藤彰彦さんが先ほどのシンポジウムの中で言った問題提起を書いた本がございます。詳細にその点を論じておりますので、ぜひ少子化と家族政策の問題点、その関係性はここで議論しますとそれだけで時間があと30分費やしてしまいますので、中京大学教授の松田茂樹さんと加藤彰彦さんの著書をぜひ読んでいただきたい。

○渡辺委員 私も科学者の1人なのですが、学説というのは通常複数ありますので、いろいろな学説を見た上でどこに主眼を置くのがいいのかというのを、もう少し科学的に検討したいと思います。

○高橋委員 もちろん科学的に検討する必要があるのですが、この方の提案も計量分析に基づいて極めて科学的に分析しておりますので、ぜひ参考の一部にいただければと思います。

○鹿嶋会長 個人的には少子化問題は少子化大綱に具体論は任せればよいというのが私の考え方です。

○高橋委員 大綱を踏まえる必要があるのではないかと。

○鹿嶋会長 45ページあたりに書いてある家庭生活で、十分、今の論点はカバーされているのではないかとと思うのですが、高橋委員は家族という言葉を強調していましたので、それについてはここでは結論が出せません。ワーキングチームで改めて議論いたしたいと思っております。

どうぞ。

○佐藤委員 参考までに少子化大綱。私はあちらのほうもやっていたので、基本的には実態として結婚しているカップルの子供を持つ数はそんなに変わっていないのです。基本的には未婚化なのです。でも未婚化は結婚したくない人はふえていないのです。みんな結婚したいと思っているのです。ここは大事です。結婚したいけれども、出会えない。もちろんパートナーがいるけれども、結婚できない。これは収入が少ないというのがあるのですが、ですから普通であれば家族は要らないんだ、結婚しないんだという人がふえているのではないというのが事実です。独身者の8割は結婚したいと思っています。だけれども、結婚できない。あるいは一番大きいのはパートナーと出会えない。ですから、それは少し押さえた上で、少子化大綱はそういうことで分析しています。結婚したい人が出会えなければ、出会える場を自治体等につくるし、パートナーはいるけれども結婚できない、収入がないのか、あるいは決断できないときはそれを支援しようとか、そういう一応、結婚することの意味とか、子供を持つことの意味みたいなことをきちんと書くような形にはなっています。

○高橋委員 そのことは私も十分わかっておりますが、実際の家庭科の教育の中に独身生活の利点とか、そういう面を強調している面もあるという側面を言っているだけなので、それが全体だと言っているわけではございません。そういう側面もぜひ考慮する必要がありますが



る。

○鹿嶋会長 なかなか難しい議論ですので、ちょっと預からせてもらいます。預かってもこちらの腹が膨れるだけなのですが。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 今の少子化の問題と絡めると膨大過ぎて、書くと大変なのですけれども、第1子が生まれない理由は未婚化にありまして、それは貧困の問題とか就業の先ほどの非正規の割合ですとか、そちらと関係があると思うので、経済的な議論をしていただきたいと思うのです。

ただ、第1子から第2子あるいは第2子から第3子につながらない問題というのは、ほとんどが過重労働と性交自体を持つ余裕がないこと、セックスレスが非常に多いこと、それで不妊治療を受ける人が多いことと関連します。実際に第1子出産年齢が高いということに問題があり、妊孕力を保つための健康のケアということで子宮内膜症、子宮頸がんということを書いていただいたのだと思うので、少子化と一緒に書くわけにいかないかもしれませんが、女性の健康ということだけで書くのであれば、ヘルスケアとして必要なのところの中に女性の妊孕性、医学的に適した年齢とか、不妊治療も含めて、もし入れるならばそこで一言お願いしたいと思います。

○鹿嶋会長 先ほど渡辺委員が言ったことは大変重要なことだと思っています。いろいろな学説があるので、それをどこにどう位置づけるかというのはバランスを考えるのに大変重要だと思うのです。1つの学説だけでこの計画をつくるわけにもいかないし、ですからどういうふうにするかというのはもう少し慎重な議論が必要になると思っています。

ほかにこの3項目でよろしいですか。

○種部委員 24ページ一番上の、細かいことなのですけれども「女性の怪我を治療した医療施設」となっています。怪我を治療するのは身体的暴力の場合なのですけれども、DVによって心身の機能、非常に調子が悪くなっているケースも多い。

ここでは医療と福祉の連携をとっていくという文言を入れていて大変いいことだと思っていまして、これが今、一番欠けていたところだと思うのです。例として女性の怪我を治療というのは具体的過ぎる。暴力によって心身を害していて、超過医療費が大変な額になっているというのはアメリカではエビデンスが出ています。怪我だけではなくて心の怪我ですね。そちらも含めてドクターショッピングをしているというだけで、アメリカで5,400億円相当の超過医療費が発生しているという研究があったと思うのです。そういうものを含めてちゃんと研究もしていく必要があると思いますので、女性に対する暴力によって心身を害したことにより、それを診た医療機関と婦人相談所の連携あるいは配暴センターとの連携と書きかえていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 では、この3項目よろしいでしょうか。

次にいきます。「Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」ですが、それについて事務局から説明をお願いします。

○伊藤調査課長 第9分野、40ページになりますけれども、これは3次計画で言えば第2分野に当たる部分の一部となります。目標のところでも、社会制度・慣行が男女に影響していることについて、認識を書いております、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に中立に機能しない場合があるということ。それから、真ん中の段落の後段で、男女がともに仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築、ワーク・ライフ・バランス、出産・子育てにおいて、男女の多様な選択を可能とするといった視点が重要といった認識。「出産・子育て」については、旧第2分野ではないところなのですが、新しくこちらに立てております。

こうした認識の下に具体的な取組ということで、下の1、社会制度・慣行の見直しというところがございますが、アとして中立的な社会制度・慣行、家族に関する法制等の検討としております。余り大きな表現変更というわけではございませんけれども、①は中立的な税制の検討。41ページにまいりまして、②につきましては先ほども若干触れましたが、平成28年10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、さらなる被用者保険の適用拡大を進めていくという中で検討を進めていくということでございます。

③では、先般の政労使会議で取りまとめられた取組を踏まえまして、必要な検討を進めるということ。それから、余り変わり映えはしないかもしれませんが、④の家族法制について引き続き検討を進めるということを記載してございます。

イの男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備というところで、子ども・子育て支援新制度が4月にスタートするというところがございます、こちらにより潜在的なニーズも含めて必要な子育ての受け皿を確保するなど、子育て支援の一層の充実を図るということを記載してございます。

42ページ、下線を引いたところを中心に申し上げますと、厚労省さんでやっております今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告を踏まえて、必要な見直しの検討を進めるなど、男女がともに子育て・介護をしながら働き続けることができる環境の整備ということ。④では次世代育成支援対策推進法が改正されましたので、こちらについて周知・啓発を積極的に行うこととともに、その推進をする企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進するという記載をしております。

2として、男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進、救済・相談の充実ということで、ここは3次計画から引き続き記載をしているということでございます。

○池永総務課長 引き続きまして「教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」です。3次計画では第2分野「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」の中に「国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開」という項目がありました。これと、3次計画の第11分野の教育・学習部分、13分野のメディアを統合したものが4次計画における10の「教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」になっております。

これは前回の専門調査会では、「男女共同参画の推進に向けた国民の理解の促進」と若

干漠とした表現になっておりましたが、教育・メディアということ言葉を明示したほうがいだろうということで、このようになっております。

目標の第1パラにございますように、この分野におきましては第4次計画では男性の意識改革を強調しております。施策につきましては、1の国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開で、44ページ①を見ていただきますと、特に男性、とございますように、夫、父親、企業、経営者、管理職等の立場からということで、より具体性を持たせています。また、②にございますように、現在進めている、地域ぐるみで女性の活躍を応援する、また、男性経営層の理解促進を進めることをさらに充実させていくことを打ち出しております。

2の「男性における男女共同参画の理解の促進」の(2)の具体的な取組は、他部分にあったものを、再掲ということで1つのまとまりを持たせております。

45ページ、3の「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」は、。既に議論が先行して家庭生活や家族の話というものが出たところでございますが、3次計画からの新しい部分としては、46ページを見ていただきますと、イ⑤大学等における女子大生を対象とした次世代を担う人材育成プログラムがございます。

また、47ページに行ってくださいまして、5の「学校教育、メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」でございますが、アとイの次のページにわたる部分を見ていただきますと、ここには政策方針決定に参画する女性の割合「30%」をアの①、③、④、イ②において、より意識的に掲げております。

48ページ、メディア分野に関して②にございますように、女性活躍推進法が適用される事業主の行動計画であるとか、認定制度、表彰制度、助成制度、優遇措置の活用といった最近の新しい動きを入れております。

続きまして11、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」でございます。これは3次計画では14分野で、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」ということで、防災は1つの分野の一部をなしていたのですが、4次計画では防災・復興を独立させております。

この問題に関しましては、監視専門調査会で防災・復興における男女共同参画の推進を御検討いただきまして、平成26年2月に意見を出していただいておりますので、その意見の内容を踏まえて充実させています。

49ページ、50ページを御覧いただきますとわかりますように、防災と復興をそれぞれ別立てで示しております。

49ページから50ページにかけてのイの防災の現場における女性の参画です。例えば①の消防団では、3次計画では消防団は一部言葉として触れられておりましたが、より詳しく書かれています。また、3行目にあるような活動しやすい環境の整備といったような視点も入れています。

ウの防災施策への男女共同参画の視点の導入ということですが、ここではさらに内容を

充実させまして、避難所運営に男女両方がリーダーとして参画、男女共同参画の視点に立った運営がなされるように、といったことを述べております。

④では、多様な機関、団体との連携ということを述べております。

⑤におきまして、男女共同参画センターについて触れておりますけれども、これは先ほど申し上げました男女共同参画会議の意見の中で男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点として位置づけられたので、それを踏まえて男女センターに対してどのような施策を講じるか、ということをここで記述しております。

ウに関しましては、連携ということで色々組織が並べられていますが、表現については追って整理したいと思っております。

51ページにいきますと国際的な防災協力という点でございます。（２）①におきましては、女性のリーダーシップと参画の平等な機会の確保、国際社会に発信といった点を強調しています。

②には国連婦人の地位委員会の決議であるとか、先般行われました国連防災会議の枠組み、仙台防災枠組みといったような新たな情報を追加して、52ページにかけてですが、国際基準が国内において着実に実施されるように取り組むということを挙げております。

仙台防災協力イニシアチブにつきましても、これは第３次の防災協力イニシアチブをアップデートして新たなイニシアチブという形で挙げております。

続きまして12、「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」でございます。これは目標のところに書いてございますように、国連では持続可能で包摂的な社会を目指す、ポスト2015年開発アジェンダの策定を進めております。その中では男女共同参画であるとか、女性のエンパワーメント、女性及び女兒の人権が中心的な課題になっています。

第３次に引き続きまして第４次計画におきましても、こうした国際的な潮流を踏まえて全般的に言うと女性の積極的な参画を推進するという点、また、幅広い年齢層、多様な主体と協働するという点を、より明らかにしているところでございます。

1、女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応ということですが、これは（２）具体的な取組のア、女子差別撤廃条約等の積極的遵守ですが、この②に、特に若年者を始めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組ということを強調しています。

③ではNGOとの対話、連携を言っております。

54ページにいきますと、⑤で女子差別撤廃委員会からの見解等に対して、これは監視の取組の強化という趣旨で、各省における検討段階からその対応について検討するとともに、進捗状況を監視、と言っております。

イの未締結の条約等に関する検討でございますが、ILO条約始めその他男女共同関連条約の批准に向けた検討について記載しております。

また、女子差別撤廃条約の選択議定書につきましても、この検討の環境というものを意識して、締約国が増加していることを踏まえ、というところを認識しているところでござ

います。

2の男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮ですが、具体的取組のアのところ、開発協力大綱に基づく開発協力の推進とございます。本年2月閣議決定の開発協力大綱に基づき、②にありますように開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進するといったことを言っております。

イの女性の平和等の貢献のところ、55ページ②でございますが、紛争下の性的暴力について、関連国際機関との連携強化を通じて着実に取り組んでいくということを新たに記載しています。

国際関係につきましては以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今の説明で御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○勝間委員 3点あります。

まず40ページ目の9の目標の中で社会制度・慣行とあるのですが、社会制度は具体的には税や社会保障、法律などを包含する概念だということは、私たちはわかるのですが、ただ、一般的には社会制度だけではわからないと思いますので、括弧書きで結構ですので、これが具体的には税や社会保障や法律を含むものだということをわかるようにしていただけますでしょうか。それが1点目の希望です。

2点目が47ページの上のほうに、具体的にメディアが人権を無視しないような形の表現の防止に役立てるということを書かれていまして、例えば最近ですと随分SNSで議論になったのですが、ある駅ビルを運営する会社が女性を応援するCMと言いながら、ほとんど女性蔑視のセクハラCMをつくってしまったということで、そのCMが取り消されて、その会社が謝罪になったという経緯がありますけれども、事後に発生したものに対しては何か働きかける方法はあるのでしょうか。要するに労働基準法みたいに取り締まるではないですか。それに対してこれは予防になっているのですが、事後のものについてはどうするのですか。私たちの方針をお伺いしたいということです。

3点目が55ページの国際協力の部分なのですが、これはちょっとこの分野がいいのかわかりませんが、国際比較において日本がどういう分野においておくれていて、海外においてもこういうものが、いいものがあれば取り込んでいくみたいな話をどこかに盛り込めないかなという希望です。

以上、3点になります。

○鹿嶋会長 意見、希望としてお聞きしておいていいですね。

○勝間委員 残り2点は希望で、1点目の税、社会保障、民法についてはぜひお願いします。

○鹿嶋会長 検討させてください。みんな預かってしまうと後で大変なのですが。

ほかにありますか。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 今、会長がおっしゃった後に言うのは大変心苦しいのですが、鹿嶋会長を悩

ませる問題提起になるかもしれないのですが、先ほども申し上げたのですけれども、私は教育が専門でございますから、その観点から意見を申し上げるのですが、実際には24ページのところで述べるのがいいのか、45ページからの教育・学習のところで言及するのがいいのか、議論を要するかと思うのですけれども、リプロについての教育の課題を考えると生命倫理という視点もどうしても必要だと思うのです。

これは現実的にははじめがいろいろ広がっていたり、命の大切さというものを実感できない子供が非常にふえていまして、例えば随分前ですが、酒鬼薔薇聖斗の事件で問題になった兵庫県や、小学校6年生が同級生を殺害した長崎県でも、命を大事にする教育ということが長年取り組まれてきたのですが、実際に子供たちに命についてのアンケート調査をとってみると、死んでも生き返ると答えるのが1割近くいるという驚くべき実態もございまして、つまり何を申し上げたいかという、先ほど申し上げたように女性の自己決定権というのは当然尊重されなければならないのですが、一方でそのことが命の選別とうものを促進して、生命倫理にかかわる背理がある。そのことを教育の中でどういうふうにバランスのとれた形で教えていくかということは、大事なポイントではないかと思うのです。

それはかつて、古い資料で恐縮ですが、男女共同参画審議会のヒアリングで法務省が「胎児もまた命を持ったものとして保護する必要がある、その軽視は人命軽視につながるおそれがある。」あるいは、厚生省が「胎児の生命保護も1つの大きな法益ですし、一方で親の選択の自由や健康という面も1つの大きな権利でして、2つの大きな権利が拮抗するときに、どのように調整していくのかということになり、必ずしも一方のみから考えるわけにはいきません」と述べているのですけれども、教育の観点から言うと、そういうことをどういうふうにバランスのとれた形で教育の中で考えていくのかという配慮が必要だということでございます。

○鹿嶋会長 高橋委員はリプロを敵視し過ぎませんか。

○高橋委員 敵視はしていませんけれども、もう一方の権利が余りにも軽視されている。胎児の生命権とか、生命倫理の側面です。そのことを危惧しております。バランスがとれれば結構でございます。

○鹿嶋会長 また預かるということにしましょう。時間がかなり来ていますので。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 教育に関してコメントさせていただきます。

46ページのイ⑤のところで、大学等で女子学生を対象にして人材育成プログラムするべきだとして書いてあるのですけれども、科学技術のところでもありましたように、進路選択は高校で進路選択する状況にあり、中学生あたりで悩むというデータがあるので、中高生のところでもきちんと人材育成をしていく。さらに大学生においても身近な就職を控えた段階でもこういうことをやるという、両方が必要ではないかと思います。

実際に大学が中高生を対象にいろいろなプログラムを組むというのはたくさんありますから、それはできることだと思います。

それから、47ページのア③で高等教育機関の教授等における女性の登用について、自主的な取組を促進するということとても弱気に急になってしまっているのですが、科学技術・学術のところでは例えば目標を設定するということが書いてありながら、こちらでは自主的というのは少しバランスが悪いので、それは統一して目標設定も検討するようなことを入れたほうがよいと思います。

○鹿嶋会長 ほかにはございますか。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 まず1点目は43ページあたりなのですけれども、変えなければいけない意識というのは何なのだろうかということなのですが、この目標のところには2つのことが書いてあるのです。

1つは性別に基づく固定的な役割分担意識。例えば男は仕事、女は家庭みたいなことが代表的なことだと思うのです。それから、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成。男が上、女は下みたいなことを言っているのだと思うのですが、もう一つあるように思うのです。それは、男女の適正とか能力についての固定的なイメージです。例えば既に文章の中にも出てきていますけれども、理系の分野は女性は苦手とか、人をまとめてマネジメントするのは女性は苦手とか、逆にこういうところは女性は得意とか、そういう個人差があるにもかかわらず、こういう能力、適性というのは女性、男性と、これが職場で女性が活躍するということの大きな障害にもなっておりますので、そこも書き込んでいただければありがたいかなというのが1点目です。

2つ目は47ページに行くのですけれども、ここでは学校とメディアの分野での女性の参画のことが言われています。そして、メディアのところは48ページにいきますと②というところで女性活躍推進法が引用してありまして、メディアの分野の企業は推進法の適用になりますので、これを使ってメディアの分野の女性活躍推進をしていきたいと思いますというふうになっているのですが、学校も同じく女性活躍推進法の適用になりますので、学校教育のところ、初等中等教育も高等教育もそうなのですけれども、ここも女性活躍推進法に基づいて女性の参画、活躍の推進をしていこうというものを入れていただければと思います。

それから、全体を通じて特別な職種といいたいでしょうか、領域について特に項目を設けて言っているのが、最初のほうに出てきた女性の医者の問題ですね。健康管理の女性医師の問題。それから、科学技術・学術分野のところ。そして、ここが教育を担う。それから、メディアを担う。ここは特に重要であるということを取り上げているのだと思いますけれども、その中でもここに出てくるメディアとか最初の医師のところなのなのですが、なぜ女性が活躍できないかという最大の問題は、働き方なのです。これは尋常な働き方ではないわけですね。非常に不規則の変則的な長時間労働が当たり前とされているところ。そういうところがメディアであり医師なのです。医師のところは少し書き込んでくださったのですが、メディアのところはワーク・ライフ・バランスと書いてある。これはちょっと生ぬるい話で、もう少し自体は深刻だと思いますので、そこを少し書き込んでいただければと思います。

す。

○鹿嶋会長 天日委員、どうですか。

○天日委員 岩田委員がおっしゃられたことは非常によくわかります。本当に実際問題、朝刊の一番遅い版というのは午前12時を過ぎた非常におそい時間。その時間まで対応をする。それをなくすならば締め切りをぐっと早めるのかという話になってきますので、現実的に考えると非常に難しい問題をはらんでいると思うのです。その中で少しでも女性が働けるような環境をつくっていくという意味で、今回の基本計画の中身というのは非常に地味ですけども、それなりに前進なのかなと考えています。

表現としてワーク・ライフ・バランスで弱いのかどうか、そこは検討の余地があるかもしれませんが、そのすぐ後にある好事例の広報や周知に努める。47ページの一番下のところですね。このどうということない表現かもしれませんが、この事例を各新聞社なりメディアがどんどんつくっていくこと自体が、非常にそれなりに大きな意味を持つのではないかと私は思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

メディア業界の意見はみんな天日委員に任せてしまって済みません。

男女の適正や能力に対する固定的なイメージの打破は確かに大事ですし、それが女性職、男性職の形成につながってしまっているとも思うのですが、これは10の教育・メディアのところの意識改革でいいのですかね。あるいは前の3の雇用の分野なのか。10のほうがいいですか。

○種部委員 2点あります。

1つは55ページに、一番上のところのパラグラフの②です。紛争下の性的暴力防止についてというものがあるのですが、ここは多分、国際的な話なので紛争下のことについて書かれていると思うのですけれども、災害時というのは含まなくてよろしいのかということも1つ。災害時の性的暴力を含めて、ドメスティックバイオレンスもそうですけれども、ちょうど東日本のときにパープルダイヤルをやっていたので、多分内閣府としてはたくさんデータをお持ちだと思うのですが、発災後の相談件数がとてもふえて、非常に不自由な状態に置かれたときに暴力というのは潜在化していたものが見えてくるということもデータとしてお持ちだと思うのです。それに対しての表現というのはどこにもなかったように思うのです。

これは国際的なところなので、紛争下だけではなくて災害を入れるかどうか検討していただくか、あるいは先ほどの防災のところがありましたね。防災のところにも復興と防災という視点に分けてということにもあったのですが、この中に女性に対する特殊な相談窓口が必要ですし、生きていくだけでありがたいと思えという感じでは、なかなか相談はできないという状況がありますので、特殊な配慮が必要な状況が起きてくると思うのです。ですから防災か復興の中にでも女性の相談について、特に性暴力、女性に対する暴力全般、DV含めということになると思うのですが、書き込むわけにいかないかと御検討ください。



○鹿嶋会長 災害時は書いていませんでしたか。それはまた検討します。

二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 まず今、議論があった55ページ②に関しては、外務省がイギリスと一緒に進めているPSVIという防止のイニシアチブのところを含めて書かれているところです。一応ここの中では限定になっていますので、その意味で言えば事前災害等を含めた形のところ、別立てするか、あるいはもともとこのところでCSWの決議のところの履行、CSWの決議ですね。自然災害におけるジェンダーエンパワーメントのところに関しては、暴力のところを含めた技術が決議内容には入っていますので、その意味で11分野のところからそこから引っ張って書くというやり方もできる。ただ、11分野においてはその着実な履行のところ。この51ページのところから着実に履行されるよう取り組むというところの中に多分含意されている。51～52ページにかけての国内において着実に実行されるというところも含意されていると思っています。

一応、今のところの状況です。

まず11の防災に関して1点、申し上げたいところがございまして、51ページのウ、防災施策への男女共同参画の視点の導入というところです。①のところ、地域防災計画、地区防災計画にどう落とし込めるかというところが、一番キーになってくると思います。その際、ここは要請するで終わっているの、すごく弱々しいイメージを感じるの「要請する。」で終わってフォローアップを行うとともに、必要に応じ好事例等の情報提供を行うなどの支援を行うという形で、もう少し積極的にここの分野の監視、フォローアップしながら取り組んでいけるようなところを入れていったほうがいいのではないか。この前の仙台の会議等においても、実際に地域防災計画、地区防災計画の策定において入れることの重要性というのは確認されていましたが、実際にその際にどうやってつくったらいいか、いろいろ取り組んでいるところの事例がある。みんな地方の自治体とかでも取組やすいという話も出ていましたので、ここのところに情報提供の部分とかも入れ込んでいただければと思います。

あと、課題の12に飛びまして、55ページ⑤で「女子差別撤廃委員会からの見解等に関し」というものがありまして、監視専門調査会で議論していくに当たって、この「等」の部分に関して内閣府と外務省あるいは法務省含めて省庁間のやり取りがあるので難しいところはあるとは理解しているのですけれども、この見解等の中に例えば国連の人権理事会の普遍的・定期的審査において出てくる勧告であったり、国連の人権委員会から出てくる勧告であったり、男女にかかわる問題、共同参画にかかわる問題の指摘はほかのところからも来ているので、可能であれば4次計画以降、監視専門で監視していく、フォローアップしていくところについては、この「等」のところは拡大できるといいかなと。その意味で言うと、女子差別撤廃委員会からの勧告だけではなくて、その他の国連機関からの勧告等も踏まえ、この辺は監視専門調査会の大谷委員が従前から指摘されていたところです。

あとはイの未締結の条約等に関する検討のところ、特に「特に」のところでは選択議定書を

特出ししていて、ここは多分、焦点を当てたいからこういう表現になっていると思うのですが、それでも、若干気になるのは、委員会のほうからは移住労働者の権利条約についても指摘を受けているので、その辺のところを全く触れないまま、放置したままでいいのかどうかというのは若干気になるのですが、でも余り併記してここが目立たなくなり過ぎても困る気もするので、悩ましいと感じているところです。

また、56ページで先ほど議論にあったウの前のところにイ②があるのでありますが、被害者保護等に着実に取り組むという表現があります。恐らくこれは国際的な分野において被害者保護等に着実に取り組む。その意味で言えば海外に出て行って支援するという文脈で書かれているのだと思うのですが、実際に北京行動綱領、56ページのウの国際機関等の連携の1つ上のところの②の紛争下の暴力。ずれているのか。ごめんなさい。済みません。55ページです。もらったやつとページがずれています。そここのところで被害者保護等というものが入っているのですが、北京行動綱領では実際に難民条約のいわゆる部分で保護を受けるに当たって、この女性の暴力を受けた人たちの保護も拡大するように検討するというような項目が入ってまして、その意味で難民条約の条文だけを見る限りにおいては対象にはならないのですが、その後女子差別撤廃条約も批准し、その意味で整合的に条約上の義務を負うということであれば、この被害者保護等に着実に取り組むことについては、国内の受け入れに関しても北京行動綱領等の指摘を踏まえて適切に検討するという方向が本来は望まれるところだろうと思います。その意味で言えば外国で紛争下で性的暴力を受けた人が日本に庇護を求めて逃げてきたとき、難民としてか実際に人道的な待遇として保護を与えるか、法務省の判断になると思うのですが、そういう人たちを受け入れられるような素地をつくる。そこを踏まえた形のところを②で検討していただきたいと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 意見として聞いておきたいと思います。いろいろなデータ等の参考資料ですが、56ページ以降に全部ついていきますので、後で御覧になっておいてください。ほかにはよろしいですか。事務局で何か聞いておきたいことはありますか。

○伊藤調査課長 済みません、補足で、お手元に資料番号のついていないものとして、本日欠席された岡本委員と、工藤委員が提出した意見の紙がございますので、御紹介だけ差し上げます。

○鹿嶋会長 欠席した委員の意見については具体的に議論する時間がないので、皆さんのほうで目を通しておくだけにしておいてください。

以上でございますが、最後に本日最後の議事、資料4ですが、男女共同参画会議計画策定専門調査会の第7回の議事録ですが、これを議事録として確定したいと思うのですが、特段の御意見、御異議はございませんか。よろしいですか。

(委員 首肯)

○鹿嶋会長 よろしいですね。それでは、異議なしと見て、確定したということにいたし

ます。

本日の議事は以上でございます。いろいろありがとうございました。最後に事務局から連絡があります。

○伊藤調査課長 本日は御審議いただきまして、ありがとうございました。

次回の第9回計画策定専門調査会につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、4月27日月曜日ですけれども、17時から19時まで、場所は8号館の8階特別大会議室で開催予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 それでは、これで本日の専門調査会を終了いたします。どうもありがとうございました。